



全建事発第 121 号
平成 20 年 3 月 25 日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

社団法人全国建設業協会
専務理事 野見山 恵弘

経営事項審査の改正等に係る通知等の周知について

経営事項審査の改正等については、平成 20 年 2 月 1 日付、全建事発第 98 号で、建設業法施行規則および関連告示・通知等を送付し、会員企業への周知をお願いしたところですが、今般、国土交通省より合併等の特殊処理、新たな企業集団評価制度及び建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準等に関する下記の通知等が別添のとおり発出されました。

つきましては、引き続き会員企業の申請事務が円滑に行われるよう、関係通知等の周知について何卒よろしくお願いいたします。

記

《建設流通政策審議官通知》

1. 建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準について（改正）

- ・経営事項審査の虚偽申請に係る監督処分の基準についての改正

《建設業課長通知》

2. 建設業者の合併に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について
3. 建設業の譲渡に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について
4. 建設業者の会社分割に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について
5. 会社更生手続開始の申立て等を行った建設業者に係る経営事項審査の取扱いについて
6. 国土交通大臣が認定した企業集団に属する建設業者に係る経営事項審査の取扱いについて
7. 持株会社の子会社に係る経営事項審査の取扱いについて
 - ・2～7 の通知については、今回の改正に係る項目、基準等の取扱いを改正（従来の通知を廃止し、新たに発出）
8. 一定の要件を満たす親会社及び企業集団に属する建設業者に係る経営事項審査の取扱いについて
 - ・新たな企業集団評価制度等取扱いについて規定
9. お知らせ：「平成 21・22 年度 建設工事の競争参加資格審査における経営事項審査の取扱いについて（国交省直轄工事の場合）」

以上

